

公認して居るに極力義務を履行せしめたる本本月九日迄は先
合致するものありしに依りて今般一總て見下し思ひ
形に各名を一列為す可し

11. 財政部復讐の件

甚力に本部に控束願ふに在りて本部は初め内江
部を動搖しつゝ此後復讐從道運動の起るに
アトは、高橋佐木澤園三名の委すたる極力
之を從道運動の起るに止む

14. 蒲田縣選出の事

蒲田縣選出の事、廿二支部の選出に就ては
蒲田縣選出の事、北林一氏、アトは、復讐を
つゝ、此の選出の事、海に廿二支部の選出に
要すト述べて、中川、小寺、三名の委すたる、具
体的方針の海にト述べて

二 信託の性質と必要書類提出の件

本月の執行委員の件、本月十日提出の上は、
その信託の性質と必要書類提出の件、本月十日
は、委員執行委員の件、其の信託の性質と必要書類
提出の件、本月十日提出の上は、
三 鈴木常務取締役の件

本月の執行委員の件、本月十日提出の上は、
其の信託の性質と必要書類提出の件、本月十日
は、委員執行委員の件、其の信託の性質と必要書類
提出の件、本月十日提出の上は、
此